

## 第2回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 第2回福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日時 平成24年11月21日(水) 10時30分～12時00分
- 3 場所 杉妻会館4階 牡丹の間
- 4 出席委員 28名(定員32名)

○司会(小林) おはようございます。原子力安全対策課の小林と申します。ただいまから第2回福島県防災会議原子力防災部会を開催いたします。部会長の内堀副知事が所用により欠席しておりますので、規定により、部会長より事前に代理者として指名を受けております荒竹生活環境部長より御挨拶申し上げます。

○議長(荒竹委員、以下「議長」という。) 生活環境部長の荒竹でございます。おはようございます。本日はどうもお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。前回9月5日に第1回目の防災部会を開かせていただきました。その際には、その場でも様々な御意見をいただきました。その後パブリックコメントを募集いたしまして、その場でも意見をいただきまして、それを反映させた形で修正した案を提示したところでございます。

今後でございますけれども、今回、改正のステップ1ということで初動対応に係る見直し部分を反映させております。そしてステップ2、これは来年3月を目途に進めていきたいと思っておりますが、これは先月10月に示された国の原子力災害対策指針に基づいて、この内容を反映させた形でやってまいりたいなど。

ただ他方で、先月に国のほうで出しました災害対策指針については、相当積み残しがございます。これはいわゆる重点区域の設定の部分、これは本県の第一発電所の事故想定を踏まえた対応というのが全く盛り込まれていない状況です。あるいは緊急被ばく医療とか、緊急時モニタリングの部分も十分ではないという状況です。したがって積み残しがあると。そして今後またさらに追加抽出されてくるということでございますので、その状況を見極めて今後の原子力災害対策編の見直しを行っていかなくてはならないということでございます。

ということで、ステップ2の3月を目途にと申し上げておりましたが、ここはやはり国の状況を見て、3月にできるものはしっかりと反映させていく。他方で、おそらく今出ないものも多くでてくると思っておりますので、4月以降も引き続き見直しを継続していくということで対応を考えてまいりたいと思っております。

いずれにしても、本県としましては、国が示した新たな指針、あるいは今後示すであろう新たな指針などに基きまして、本県独自の経験を踏まえながら、教訓を踏まえながら、実態に見合った計画の見直しを進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひ様々な御審議をお願いしたいと考えております。結びにあたりまして、災害対策のさらなる充実のために、皆様の率直な御意見などを賜りますようによろしく願いいたします。以上で私からの挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会 続きますして本日の部会への出席状況でございますが、お手元に配布いたしました名簿のとおり、3名欠席ということで報告いただいております。

続きますして本日の部会の傍聴上の留意点について御説明申し上げます。お手元の資料に留意点を記載した資料1枚を入れてございます。下のほうに留意点を7点ほど書いてございますので、よろしく願いいたします。特に携帯電話につきましては、マナーモードにするか、電源をお切りいただくようお願いいたします。

次に本日の配付資料でございますが、次第の下側のほうに資料の一覧を記載してございます。お手元の資料で何か不足等ございましたら、事務局のほうにお申し出いただければ幸いです。よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは議事に移ります。部会長代理として、荒竹生活環境部長が議長を務めることとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長 それでは議事に入ります。本日の審議事項は次第にもございますように、今後の見直しの進め方、それからステップ1として見直しを進めてきた初動対応の部分の見直し。そしてこれのパブリックコメントを踏まえた見直しの概要について。主にこの2点について御審議いただくこととしております。

それではまず、始めに事務局から今回の見直し、それから今後の見直しの進め方についての説明をお願いします。

○事務局 原子力安全対策課の小山でございます。まず審議事項の一番目といたしまして、今後の見直しの進め方について説明させていただきます。

資料1-1をご覧くださいと思います。まずこちらから説明させていただきます。ただいまの部会長代理の挨拶にもございましたように、前回の防災部会で説明させていただきましたステップ1、ステップ2の2段階での改訂について、若干変更の必要が生じてまいりました。前回はステップ1として初動対応を中心とした見直しを。また、ステップ2として25年3月を目途に国の災害対策指針の改訂を踏まえた見直しを予定していたところでございますが、資料1-1に記載してございまして、当初9月末を想定しておりました指針の改定、正確には原子力規制委員会における原子力災害対策指針でございますが、その決定が1ヶ月ほど遅れ、10月31日に示されましたことに加えまして、示されました指針におきましては、記載の中で今後検討するとされ、先送りされた事項も多くございます。

具体的には資料1-3をご覧くださいと思いますが、こちらが10月31日に示されました原子力災害対策指針の目次と概要を裏表で示してございます。さらにそこに指針に示された内容、あるいは原子力規制委員会が明らかにいたしました今後のスケジュール等が書いてございます。具体的には避難指示の判断基準となる指標でございますとか、あるいは緊急時モニタリングの実施手順の詳細などが、今後検討し、指針に記載するというようになってございます。こうした状況を踏まえまして、今後の見直しの進め方について修正する必要が生じたというところでございます。

資料1-1に戻っていただきまして、3の今後の見直しの進め方でございますが、次のステ

ップ2におきましては、10月末に示されました指針、及び原子力規制委員会が12月までに追加で結論を得るとしている内容を極力反映した見直しが行えるように努めてまいります。25年1月以降に規制委員会から示される指針等の内容に基づきまして検討を進める事項につきましては、その次の段階のステップ3で反映させてまいりたいと考えてございます。

ステップ3につきましては、地方自治体が地域防災計画を定める際の策定マニュアルというものを国が現在策定中でございますので、そういったものを参考にしつつ、ステップ2ステップ3について踏み込んでいきたいと考えてございます。

具体的な今後のステップ2からステップ3への検討する事項でございますが、ステップ2におきまして記載してございますように、本来の見直しのスケジュールでは、ステップ2としてございました、重点地域の設定、避難基準等の設定、SPEEDI予測結果の活用、緊急時被ばく医療、あるいは緊急時モニタリング、こういった項目を全てステップ2で防災計画に組み入れるということでしたが、25年3月を目途としますステップ2におきましては、避難基準等の設定、あるいはSPEEDIの予測結果の活用、こういったものはステップ2に盛り込めるといったところでございますが、一部緊急被ばく医療、あるいは緊急モニタリングの一部分については、25年4月以降の第3段階のほうで引き続き見直しを図ってまいるといことになるかと思えます。

具体的にはステップ3のほうで検討されることでございますが、重点地域の本格設定、そういったものもでございます。こちらにつきましては先程議長からもお話がありましたとおり、福島原子力発電所の事故炉に対するリスク評価など、それが具体的にどのように定まってくるのか、その内容あるいは重点地域として定められている地域のうち、放射線のプルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域についての検討がまだ進んでおりませんので、そういったものはステップ3以降ということになろうかと思えます。

ステップ3の具体的なタイムスケジュールにつきましては、こういうことでございますので、現段階ではなんとも申し上げられませんが、原子力規制委員会の検討状況も踏まえまして、速やかに対応してまいりたいと考えてございます。

資料1-2には、個別の今後の見直しのイメージ図を示してございます。今回のステップ1初動対応の見直しを行うと同時に、3月までにステップ2そしてステップ3ということで、今の指針を踏まえた見直しを行い、結論がでていないものについては、ステップ3の4月以降に取り組むというようなことでございます。このように前回お示しましたスケジュールの2段階での改正というものを、今回3段階での改正というように、今後の進め方について改めることを御了承いただきたいと思えますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

○議長 それではただいまの見直しの進め方についての説明について御質問等ございましたらお願いいたします。

○井戸川委員 前回の会議の時に、私どものほうからいろいろ意見を出させていただきましたけれども、それをどのような形で反映されたのかお示しいただきたいと思えます。

○議長 町長申し訳ありません。審議事項 2 のほうで、意見を踏まえた見直しの概要をお示ししたいと思っております。具体的には資料 2-3 のほうに計画の見直しの概要というものを付けさせていただいております、そこで下線を引っ張ったところなどを中心に見直しをしたということでございますが、まず今後の見直しの進め方について御意見をいただければと思います。

○井戸川委員 わかりました。

○議長 はい。それでは御意見御質問ございませんので、このような形でステップ 1 は従来通り、ステップ 2 について完了という前提でこれまで見直しを進めようとしていたんですけども、国の災害対策指針等を踏まえますと、引き続き 4 月以降も見直し作業を進めていくということで進めてまいりたいと思います。

引き続き原子力防災部会についても継続して開催をしてみることになると思いますので、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、事務局から県民公募結果などを踏まえたステップ 1 の見直しにつきまして説明をお願いします。

○事務局 それでは、県民意見公募結果等を踏まえた見直しについてということで、資料 2-1 から 2-4 までございますが、こちらで、今回のステップ 1 について、御意見いただきましたことにつきましての対応状況をまず御説明させていただきたいと思ひます。

資料 2-1 でございます。県民意見公募結果等についてでございます。前回の 9 月 5 日の第 1 回原子力防災部会にていただきました御意見を踏まえまして、その際に提出した素案を修正したうえで、さらに県民の方から、また県内市町村など関係機関から御意見をいただきました。

資料 2-2 の①から④まで番号が振ってございますが、部会あるいは意見照会についての対応を整理要約したものが資料 2-1 でございます。それぞれの数字的なことをまず申し上げますが、それぞれの意見提出件数及び計画の反映状況としまして、資料 2-1 の意見照会、意見公募の結果ということで、(1)に表としてまとめさせていただいております。意見の件数でございますが、前回の 9 月 5 日の第 1 回部会の際にいただきました御意見は、18 件ございましたという形で整理させていただいております。またその後、委員の皆様から文書照会によりまして、御意見 27 件ございました。さらには県民意見公募、パブリックコメントということでございますが、これは 10 月 5 日から 1 ヶ月間実施してございます。件数としましては 5 件です。さらに同じ期間に県内の市町村、関係団体に照会をしたものでは 139 件の意見がございました。

こちらの意見についての対応ということでございますが、資料 2-2 を見ていただきたい。資料 2-2 の①でございますが、こちらが前回の会議で、委員の皆様から頂戴した御意見についての対応一覧でございます。今回のステップ 1 における修正等に対する意見を 18 件として整理させていただいておりますが、ステップ 1 において修正をするというものが 5 件ございます。残りの 13 件につきましては、一部今後見直すということでございますが、そ

の内の 1 番とか 2 番、できるだけ今回の修正時に一部記述を修正いたしまして、さらに今後見直すというものもございます。いずれにつきましても、しっかり指針等を取り入れ、そういうことを踏まえまして、しっかり計画の改訂に反映させてまいりたいと考えてございます。これが資料 2-2 の①でございます。

なお、前回の会議で今回の震災時に同心円の避難区域を設定したことを、当時の国の災害対策本部長でございました総理に確認を行うようにとの意見がございましたので、国に照会いたしまして、別紙の回答をいただいておりますので、併せて添付させていただきました。

資料 2-2 の②から④までがそれぞれの回答となっております。委員からの御意見への回答が②、県民意見公募の関係、また市町村等への対応がそれぞれ記載しております。この御意見につきましては、また資料 2-1 に戻っていただきたいと思います。このように今回の改訂に反映させたもの、及び次回以降の反映に向けて今後検討させていただくもの、さらには今回の防災計画ではなくて、マニュアル等において反映させていくべきもの、の 3 つに分類させていただきまして、とにかく防災対策にしっかり反映させていただくというような形にしてございます。全体で 35 件の意見につきましては、今回の改訂に反映させまして、131 件につきましては、次回以降の改訂の際に書き込むということで検討させていただきたいと考えてございます。

その中の主なものということでございますが、具体的な内容につきまして、資料 2-1 の (2) のほうに、いくつか意見と対応状況について提示をいたしました。御意見を踏まえまして、今回の修正案に反映したものが (a) の今回反映したものでございます。見直しは再稼働につながるものではないことをしっかり明記する必要があるという御意見がございましたが、こういったことについては、はっきりと今回の修正案では明記させていただきました。また、原子力発電所のほうで通報手段が使えない場合、連絡員の派遣が必要ではないかとの意見がございました。こういったことについても通報連絡手段のところで。

○井戸川委員 具体的にどこの何と言ってもらわないと。追いかけるのが容易でないです。

○事務局 大変失礼しました。今回は配布したものとして、資料 2-1 の 2 の意見照会・意見公募結果の主な御意見と対応案ということで説明させていただいております。この中で今回反映したものとして、いくつかの事例を紹介させていただいております。申し上げましたように、見直しは再稼働につながるものではないことを明記する必要があるという御意見がございました。こういったものについて今回反映させたものでございます。また、通報手段が使えない場合は、連絡員を派遣。さらには S P E E D I 計算結果の公表、情報提供、こういったものをしっかり行う。こういったことについて、具体的に明記をさせていただきました。さらに当然ではございますが、原子力規制委員会の発足など国の組織改編等の反映。当然私もでも注意してございましたが、修正漏れなどの御指摘いただきました点も修正してございます。さらに県民意見の中で、男女双方の視点に配慮した計画が必要であるというような御指摘もいただいております。そういったものについても今回反映させていただいております。こういった形で全体の意見の中で 35 件の意見については、反映させていただいたとい

うこととさせていただきます。

さらに今回の初動対応の結果について、次回修正には反映できませんでしたが、次回以降の反映に向けて検討するものということで、(2)のbにいくつか事例を示してございます。まず、前回の部会におきまして、初動対応に必要な人材の確保、そういったことについての御意見がございました。職員の確保とともに、複合災害時にどのように必要要員を確保するのかということとさせていただきます。大変重要でございます。現行計画におきましても、必要な職員体制を整備する旨を定めてございますが、具体的にまだ書ききれていないところがございます。今後、国の防災基本計画あるいはマニュアル等も踏まえながら、できるだけ具体的に記載できるように検討してまいりたいと考えてございます。また、同じく緊急時モニタリング体制についても前回の部会で御意見をいただいております。こちらについても今回、国の指針で検討し、緊急時モニタリングについても示すということとさせていただきます。そういったことを踏まえまして、今後検討させていただくことにしたいと考えてございます。

また(2)の3番目に、これはパブリックコメントでございますが、本部会議等での音声、映像を含めた保存体制。こういったものについても必要ではないかというようなこととさせていただきます。こういったことにつきましては、原子力災害に限らず、災害対策一般に関係する事項でございますので、一般災害その他全般での検討を深めていただいて、こちらを原子力災害対策編の計画にも反映させてまいりたいと考えてございます。

次に4番目として、指定公共機関に放射線医学総合研究所や日本原子力研究開発機構、そういったものを追加するということとさせていただきます。これは申し訳ございませんが、所定の手続きを経て指定公共機関を追加するということとさせていただきますので、次回の改訂までに行けるように進めてまいりたいと考えてございます。

5番目に自家用車による避難への対策、こういったものについて記載が必要であるということとございました。現行計画では、一般車両による避難場所への輸送ということは一応想定してございますが、今後、今回の事故を踏まえまして、現在国と連携し具体的なシミュレーションなどを行い、避難計画の策定の中で具体的に検討を進めていくということとさせていただきますが、そういった検討とともに防災計画の中にもできるだけ記載を検討してまいりたいと考えてございます。

また、初期被ばく医療体制についての記載も改定する必要があるという御意見もいただきましたが、こちらは今度国の指針を踏まえて見直してまいりたいと考えてございます。さらに情報伝達手段としてのJアラートの活用、そういった意見も市町村のほうからでございます。こちら国の方での検討状況を踏まえまして、具体的な防災計画での書き込みを検討してまいりたいと考えてございます。

さらに、数多く、国の防災基本計画の記載内容をも反映すべきではないかというような御意見がございました。数としては防災基本計画と整合性を図るべきという御意見が多かったかと思えます。前回の部会が開催されました翌日の9月6日に国の防災基本計画の改正がなされまして、防災部会での素案の提示には間に合いませんでしたが、今回の修正案の作成

段階で、国が示しました防災基本計画の内容をできるだけ取り入れることとしましたが、若干文面調整を必要とするものや具体的な検討を要する事項等もございまして、こちらの国の防災基本計画の全面的な取り込みは、最終的にステップ 2 の段階で全面的取り入れを予定してございますので御理解を賜りたいと思います。3 番目に、防災計画には具体的に記載せず、運営あるいは、防災計画に基づき作成いたしますマニュアル類や個別計画などへの反映という形で整理したいと考えているものもございまして、災害対策本部各班での情報共有の徹底といった御意見もございまして、当然のことでございますが具体的方策の検討等も含めまして、今後マニュアル類に反映させていきたいと考えてございます。

以上が県民意見公結果等の概要でございます。こういった意見の結果を踏まえまして、ステップ 1 での地域防災計画原子力災害対策編の修正案を作成いたしました。

資料 2-3 をご覧いただきたいと思います。まずこちらが前回説明させていただきました、ステップ 1 での見直し概要の修正版でございます。前回の御意見を踏まえまして、県で変更した部分を下線で示して訂正させていただいております。まず左上に、廃炉措置が決定された原子炉施設及び運転を停止している原子炉施設における事故の発生を想定して見直しを行ったものであるということでございます。さらに右側の複合災害に備えた情報連絡体制については、通報連絡等の強化について御意見をいただいております。こういったことについての初動対応についての強化、そういったことにつきまして具体的に明記させていただきます。

また最後に、いただいた御意見の中で避難体制、被ばく医療、要援護者対策等多くの課題がございます。今の状況等も踏まえ、今後ステップ 2 以降の見直しに反映させてまいりたいと考えてございます。

資料 2-4 が、現行の原子力災害対策編と修正したものの対比で示してあります。これは新旧対照表の形で示してございます。

以上、修正案の主な内容について、簡単に御説明させていただきました。具体的な修正事項につきましては、御質問がございましたらお話をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長 はい。それでは、ただいま説明がございました資料の 2-1 が意見をどのような形で反映したかという総括表です。資料 2-2 の①が 9 月 5 日に、その場でいただいた意見に対する対応状況をまとめたものです。資料 2-2 の②が、その後のパブリックコメントの過程において委員の皆様からいただいた意見に対する対応をまとめたものです。資料 2-2 の③は県民からの御意見への対応。資料 2-2 の④が県内の各市町村からの御意見に対する対応をまとめたものということで、資料をまとめております。

これらを集約した結果としまして資料 2-3 の概要版の資料。それから資料 2-4 が全体版ですけれども、全体版の新旧対照表で示してございまして、右側の修正案に下線が引いてあるところを追加修正したということでございます。

それでは資料 2-1 と 2-3 をご覧になって比較していただいたほうがわかりやすいと思い

ますが、それについて御意見や御質問ございましたらよろしくお願ひいたします。

井戸川町長お願ひします。

○井戸川委員 資料 2-3 ですが、やっぱり最悪の状態を考え、これまでの経験を踏まえて計画をつくるんだと思います。

あくまで県本部はここだと決めているようですが、県本部の移動を考えておかないといけないのではないかと思います。原子力災害の特殊性を考え、近、中、長距離の遠隔操作、監視も考えるべきではないでしょうか。UPZ活用の検討をお願いしたいと思います。資料 2-4 もありますが、それは後で。

○議長 ありがとうございます。他に御意見はございますでしょうか。まず、いわき市さん。

○佐藤代理 いわき市です。資料 2-4 の 7 ページですが、右上のアンダーラインが引いてありまして、細かいところではありますが、いわき市が担う事務又は業務の 8 の項目ですけれども、緊急被ばく医療に関すること（いわき市に限る）と書いてありまして、この表現でありますと、県の関与が全くないというふうに読みとれるのかなというふうに考えています。いわき市には緊急被ばく医療派遣がないのか。あと緊急被ばく医療活動というのは、保健所だけでまかなえるものではないというふうに考えております。

別冊の資料 2-2 の④の 9 ページに、市町村の意見としまして提出しました 1 番下の所なんですけど、具体的な対応ということですけども、中核市の場合には県と連携して行うという表現での再考をお願いしたいなと考えております。こういうものは一般論でいくつか他にもあると思いますが、よろしく御検討のほどお願ひいたします。

○議長 ありがとうございます。桜井市長さんお願ひします。

○桜井委員 先ほどの説明の中にも若干あったのかと思うんですけども、見直しの中に要援護者対策とか、我々のところで今回の原発事故によって避難させられたり、避難せざるをえなくなったりして 371 名亡くなっているんです。

ここは我々の経験を踏まえて、例えば飯舘村さんの特老については飯舘村に残るということは、計画的避難区域設定の中でしました。初動の時に弱者対策をしっかりとしないと、原発事故そのものではなくて、原発事故の避難によって死亡させられてしまうという事例が多くあるわけです。そのことをしっかりと踏まえた対応が必要なのではないかと思います。それをちゃんと明記しておかないと、弱者が死を迫られるという結果になりかねないということと、前回もお話申し上げたんですけども、それがどのように対応しているのかということが、ちょっとわからなかったので教えてほしいんですけども。

現在避難させられている人達が多いわけです。我々、市外に 2 万 3 千強いるわけです。一方で市内の避難を含めると 3 万人以上いるわけです。その人達が、今回防災計画を新たに作る時にどのような対応をすればいいのですか。市内にいる人も県外にいる人もいるわけです。その人達の対応というのはいらないのですかと。

我々の一番近くだと相馬市であるとか新地町であるとか福島市であるとか、中通りを含めて随分避難しています。県内だけでも。それに対する連絡体制をどうするのか。これは市町

村がやるわけにはいかないです。会津方面から県外までへ行っている人たちにどういうふうな連絡をするのですかと。市内にいる人達と全く違った対応になってくるわけですので、そういうことに対する配慮というのは、どういうふうに盛り込まれていくのですか。新たに全員が自宅に戻っているということを前提にはしていないですよ。

今、廃炉に向かっているということと、停止しているとうことを前提に、これは書いてあるわけですので。そういうことを踏まえていけば、今申し上げた内容はどのように反映されているのかなというふうに思いますので、初動対応としてはぜひそこをしっかりとお願いしたいと思います。

○議長 ありがとうございます。はい、井戸川町長。

○井戸川委員 よろしいですか。2-4 まで入らないものだと思ってましたから。2-4 は、これは決定ではないということと理解してよろしいのですか。

○議長 今後、本日また御審議をいただいて、11 月末の防災会議で決定ということですよ。

○井戸川委員 7 ページのモニタリング活動の協力について、職員をあてにするようなことでは、もうたしかないということで、職員も避難しなければならないので、なるべく自動化できないだろうかということを考えていただきたいと思います。

11 ページについては、右側の第 2 の 1 の原子力事業者の下に放射性物質及び放射線という書き込みが必要ではないでしょうか。それから下に行って 2 の報告の徴収、立入検査で、立入職員の安全保護とはどういうことなのかお聞きしたいと思います。

次に 15 ページですが、右側の下の段の 7 行目くらいのペットとの同行避難のためのゲージ等の支援で、一時預かり所の斡旋もこれに入れていただければありがたいと思います。動物愛護団体と大変いろんな問題を経験いたしましたのでお願いしたい。

あとは 19 ページですが、(4)広域的な避難のための計画の作成ということで、私は県外に避難しましたが、今回アメリカ軍は 80km と言っていました。でもなぜか 10km、20km ということで、私どもが安全委員会の事務局長に聞いたところ、10km、20km の設定はどうして決めたんだと聞いたら、彼は緊急時だからということで、当時の総理が俺が決めるということで決めたそうです。従って根拠はないというふうに聞いております。従って今後は 80km、100km そういうことの想定は必要ではないでしょうか。

次に 32 ページですが、上段の現地本部の設置場所、これは移転についても考えなくてはいけません。最悪の場合はそうではないでしょうか。例えば福島県は広範囲ですけれども、よく聞くのですが、東京都でもし事故が起きたときに、本当に東京都におられるのですかと私よく聞くのですが、住めなくなる可能性もあることを想定した防災計画ではないのでしょうか。

65 ページですが、下の段の表。これは 300 ベクレルとか 2000 ベクレルと書いてあるのですが、この数値はこれでいかれるのでしょうか。変わってないのでしょうか。ちょっと疑問だなと思います。次のページにも上段に書いてあります。これもどうなんでしょうか。

次に 73 ページ。改訂案で 100 ミリシーベルトと書いてありますが、これでよろしいでし

ようか。次の75ページにも50、100ミリシーベルトと書いてありますが、このへんはちょっと疑問な点ですので、できれば意見を反映させていただければと思います。お願いします。

○議長 ありがとうございます。いったん御意見いただきたいと思いますが。

それでは今いただいた御意見の中で、いくつかお答えできるものは事務局のほうからお答えするという形で整理させていただきたいと思います。

まず、最初にいわき市さんのほうからいただいたものと、桜井市長からいただいたものについて。いわき市さん、緊急被ばく医療における中核市の取り扱いを明確化させていただきたいという御指摘。それから桜井市長のほうからいただいた避難時の要援護者対策をしっかりと盛り込むべきだという御指摘。それから現在、避難先にいらっしゃる方々への情報伝達手段をしっかりと確保するという御指摘。これらについて事務局のほうで答えられる部分があればお願いしたい。あるいは原子力災害対策編ではなくて、震災対策編とか一般災害対策編のほうで併せて検討ということであれば、それはそれでと思いますので、今の3点について答えられる部分があれば。お願いします。

○事務局 それでは、いわき市さんと南相馬市さんのほうからいただいている意見について御説明させていただきます。

まず、いわき市さんの7ページ目の中核市の緊急時被ばく医療の件でございますけれども、これにつきましては、いわき市さんから意見ありましたように、県と中核市の連携で、表現上の話で整理させていただきたいと思いますので、これから緊急時医療の形、次回のステップ2以降で審議する形になりますので、その時まで併せて、見直しをかけたいと思います。

桜井市長のほうからいただいた要援護者対策、これにつきましても今後の避難とかの話の中で、具体的な話として特に初動期の弱者関係の対策といったものを書き込むような形で検討させていただきたいと思います。

もう一つ、県内外のそれぞれ市町村の区域の外にいる住民の方への災害のお知らせという形ですが、ここの部分につきましては、市町村区域の外にいる方にどういう形でお知らせすればいいのか、その書きぶりは今後整理させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長 桜井市長お願いします。

○桜井委員 最初のほう、私が要援護者対策と申し上げたのは、30km設定されてしまったことで、南相馬市を含めて医療機関の入院入所者というのは0になってしまったんです。全部そこから避難させられるという状況に追い込まれたわけで、ここから避難させられた人が避難先の問題も含めて、避難経路、避難手段の問題も含めて、その中で一番ダメージがあったんです。ですので、要援護者対策と言ったのは、単に在宅とかいうことではなくて、こういうゾーンが設定させることによって、医療機関も介護を含めた福祉機関も含めて、我々の経験からすると0になってしまうという問題が起きたわけです。

ここをまず書き込むことも必要なのかなと思いますけど。医療機関を残すのか残さないの

かという国の問題としてです。我々県だけの問題ではなくて、国の問題としてどのような対応をするのかということ国にちゃんと申し上げる必要がある。その中で搬送しなくてはならない人達をどういふふうに認定をしていくのかと。大変な状況なんですよ。

つまり医療機関の医療スタッフにとっても、そこで、もしかして働き続けなければならない事態に追い込まれるかもしれないし、今回我々の事例のように、全部搬送させられてしまうと、そういう問題があります。だから在宅だけの問題とか言っているわけではなくて、全体的に医療機関が駄目になるということによって、こういうものが発生したんだよと。ですので、そういうことは二度とないような形にしていかななくてはならないのではないのかという意味で申し上げました。

○議長 ありがとうございます。医療機関の確保とか搬送先の確保という点で、おそらく特徴的なのは、緊急時避難準備区域、屋内退避区域の設定期間が非常に長かったということに伴う問題だと思うので、そこは避難指示のあり方そのものにも関係してくる、国の部分が相当でてくる話なのかなという気がしています。

いずれにしても、今回の初動対応で十分に書ききれないところはステップ 2 の部分で、あるいは震災対策編なども含めて進めていく必要があると思いますので、御指摘をしっかり受け止めたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、双葉町長さんのほうからいくつか御指摘ありました点について、ここで答えられるかどうかわかりませんが、考え方を示せるものは示したいと思います。

まず 11 ページの御指摘だと思いますけれども、いわゆる立入する方々の安全確保。11 ページ下の立入検査をする方の安全確保の考え方。それから 15 ページの 9 のケの(カ)、ペットの一時預かりの取り扱いをどうするのかということ。19 ページの広域避難にあたって、広域とはどこまで想定するのか、80km、100km まで想定するのではないのかという御指摘。それから 32 ページ(4)の(カ)、県の現地対策本部の設置場所をどう考えるのかという御指摘。それから 65 ページで、飲料水や食物などの摂取制限の基準値はこのままでいいのかという御指摘。それから 73 ページ、(2)のウの安定ヨウ素剤の服用指示の基準にかかる御指摘だったかと思います。これらについて、事務局のほうで考え方をお願いします。

○事務局 それでは、双葉町長のほうから御指摘いただきました点について、対応の考え方を御説明させていただきたいと思います。

まず 11 ページの立入者の安全確保につきまして、これについては立入する際の安全確保をどうするのかということで、書き込み可能だと思いますので確認させていただきたいと思います。

それから 15 ページのペットにつきましては、これは震災対策編と合わせた書き方がございますので、震災対策編のほうと合わせてどういう書きぶりができるか検討したいと思います。

それから 19 ページ目の広域避難のあり方、どこまで避難をさせるかという形でございますけれども、市町村域、それから県域を越えた広域的な避難の計画というものをあらかじめ

作るという中で、どのような考え方をするのか、どのようなスキームでやるかというのを考えたいと思います。具体的なキロ数までどこまでやるかというのは、その時の状況に応じてでございますので、なかなか具体的な数字というのは難しいのかもしれませんが、感覚としては、今申し上げたような県外まで行くような避難の場合というようなスキームをどう作るかということで考えたいと思います。

それから 32 ページの現地本部の設置場所でございます。具体的にどこにつくるかという話までは、その時その時の状況によるかと思っておりますので、現地本部が移動する際の考え方を示したいと思っております。現地本部が機能しない場合ということも想定しまして、今回の見直しの中で本部が機能を代行する規定までは追加してございますが、そもそも移動はどうかという考え方については、もう少し検討させていただきます。

それから 65 ページ、66 ページの飲食物の摂取制限関係でございますが、ここににつきましては、国のほうで指針が示されるというまでの間は、防災指針によるという形で書いてございまして、指針が示された後につきましては見直しを図りたいと思っております。

それから 73 ページのヨウ素剤関係でございます。これも国もほうで今、ヨウ素剤の防災指針の見直し、ヨウ素剤の配付をどうすべきかということで検討中でございますが、それが示された段階でこの見直しをどうするかという形で反映させていただきたいと思っております。

それから 75 ページ、防災業務関係者の指標でございます。これは労働関係の法律とも絡んでくる部分でございますので、そちらのほうとも整合を図りたいと思っております。具体的に、今すぐどうするという形ではございませんけれども、どこまでできるか国の指針も踏まえて、検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○井戸川委員 19 ページの例なんですけれども、私が経験したことなんですけれども、災害救助法の見直しまで言及しなければいけないなと思っております。というのは、災害を受けている福島県が全国に避難している県民の借上げ住宅の家賃の受け払いしている現状があり、これは事務量が膨大で大変だと思っておりますので、災害救助法の見直しで避難先の県の方から直接国の方に請求書が行って受け払いできるようにして改正していかないと。

今は 200 万県民です。ところが何百万都民とか県民のところでは到底できません。結果的に住民が膨大な被害や損害、負担を強いられますので、是非そこは今回の事故を境にして国の方に提案をして頂きたい。そういうことも付随しますので私述べさせて頂きました。

○議長 ありがとうございます。災害救助法については、本当に自然災害を想定した法律でございますので、原子力災害にはなかなかぴたりフィットするところが無いという事態は全く町長さんのおっしゃるとおりで、私も一年数ヶ月、本当にそれで国とやりとりした経緯がございます。

今のいわゆる家賃の関係のスキームはですね、各都道府県さんで受付をして頂いて、それを福島県に求償してくるというスキームになってますので、おっしゃるとおり、福島県を一旦通るという形になってしまってるんです。その部分の手続きをどういうふうに見直せるのかと。そういう所は引き続き国とやりとりをしていきたいと思っております。

あと、町長さんのおっしゃるとおり原子力災害に固有の案件、しかも災害救助法にしっかり面倒見てもらわなくてはいけない部分もありますので、その部分をしっかり我が県の立場を主張していきたいと思えます。ありがとうございます。

それでは他に御意見、御質問等ございますか。

冨塚市長さんお願いします。

**○冨塚委員** あの、要望したいんですが。福島県だけが見直しをしているのかどうか、全国的ですね、原子力安全。そうすると、それぞれの地域での考え、こういう不安を持ってると思えます。

私の提案ですが、福島県で避難するとなった場合に、仮の話で、福島県民全てが他県に行かなくてはならなくなった場合を想定した場合には、どこどこ市・町・村のどここの地域はこの所に行ってください、という話が我々が住民にどうやって伝達しておくかということです。

例えば、田村市の方ではこの地域の方々はこういう状況の時には宮城県とか、あるいは新潟県とか、そして全体になれば北海道になるかもしれませんし、あるいは東海・北陸の方になるかもしれません。これはお互いに全国市町村でどれだけ受け入れられるかを登録していただきたい。民家も含めて。そしてそういう最悪の場合は、この地域の方はここで受け入れられるという、市町村間・都道府県を交えて、我々の方は何名を登録しておく、その時の衣・食についても準備しておく。

そういうふうなことを考えていくと、これは福島県だけじゃなくて、万が一、他の地域でこのような災害が発生した場合には、福島県はどこから受け入れるかというのがあります。その点で福島県のこと、仮の話でA県で災害が発生して、10万人がといった場合、福島県ではどこどこ市・町・村で、これだけの割り振りでどこどこから来るということも想定しておいて、衣と食の準備、そして更には交通網。それに医療機関、介護施設とかそういうことも。我が田村市ならば受け入れた場合にこれだけ出来ますよという、介護あるいは教育、福祉を含めて登録しておいて、そこに必要なことがあるんじゃないでしょうか。

困っていることは、大変失礼なんです。私、8,600人を3月12日に即受けました。22の会場で。避難されてきた方々は悪くないんです。私が指示しまして、体育館とか文化センターとか開けましたが。今困っていることは、多分これからもそうあるかもしれません。今、住という問題がありました。我が田村市も700人がアパートに入っているんです。となりますと、これから警察、金融機関、郵便局、あるいは学校の先生を含めて異動時期になると入るアパートが無いんです。入る住宅が。ですからこれは何故かという、今まで金融機関で近くから来た人はアパートに入りませんでした。でも今度は転勤で田村に入って来たら遠くから通わざるをえないという問題もありますので、こういう所も衣食住の住の問題として、その他の対応を企業なり、あるいは住民の方、他の地域から来た方々とのどのくらいアパートは受け入れられるか、そういうものも登録しておいて、この地域とこの地域は万が一の場合にはというのを県全体それから都道府県全体でやって頂ければありがたいと思っております。

す。

これは福島県だけの原子力に対する災害対策を講じたとしても、万が一火山あるいは津波、地震等々あって受入れることができるかどうか。今回は原子力ですから、そういうところの地域も同じくスタートして同じ共有課題、そしてそれをやっていくような事を国に働きかけていただきたいと思っております。以上です。

**○井戸川委員** 関連でよろしいでしょうか。昨年5月2日、菅総理が私の所に訪ねて来ていただきました。その時に菅総理にお願いしたんです。日本は災害列島だから、こういう状況は最悪で、この後あってはならないけれども、無人の村・無人の町を全国に6カ所くらい作っていただけないかと。日本の資金力からいうと、そのくらいは作れるだろうと。普段は空き家であっても、いざなにかがあったときにバスで行ってしまうと、そこである程度の融通がはかれて、役場職員も相当も混乱しましたから負担軽減にもなるし、住民の負担軽減にもなる。仮設住宅施策はそろそろ終わりにしてほしいと。

その無人の村を作ってはどうかと言ったら、菅総理はそれはいいプランですねと。ということで、プラン作りましょうかと言ったら作ってくださいと言われたので作りました。だけど、できあがったことを連絡したけれども、あの方は見ないで終わってしまいました。

従って、今回の苦労は膨大です。本当に受け身の住民、老人と子供にとっては地獄です。これを繰り返すような仮設住宅制施策では無くて、あらかじめそういう社会資本のストックを準備するべきではないでしょうか。そんなふうに使っております。

**○議長** ありがとうございます。

今、富塚市長と井戸川町長のお話は、あらかじめ全国的に自治体間で受入可能な住民がどのくらいなのかとか、受入可能な医療機関がどれくらいあるのかという事を全国的に登録をして、それをシェアするという仕組みが必要なのでは無いかという御意見の一環じゃないかと思えます。

これについてなにかありますか。県内ではやっているんですね。

**○事務局** 県内の避難の確保、受入先の確保できるキャパについては、調査をかけて取りまとめという形で考えていたのですが、これを全国という形まで、田村市長さん双葉町長さんの方から意見をいただいたような形での、全国の状況までは準備していなかったもので、どういう形がいいのかを含めて宿題だと思います。

基本的には広域、県域を越える広域な避難という形は全国的な国レベルの話でございますので、うちの県だけで何かしようというレベルでは無いと思いますが、御指摘頂いたという事も含めてどういう対応が可能なのか検討したいと思えます。

**○議長** ありがとうございます。

なかなか全国的なスキームとなるとですね、地域防災計画の中に書き込むのは難しくなると思うんですが、そこは重要な課題でありますので、しっかり国の方ともやりとりをしていきたいと思えます。

それでは、他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

ありがとうございました。ただいま皆様から様々な御意見いただきました。御意見頂いた中で、今回のステップ1の見直しに反映できる部分と、引き続きステップ2以降のところでは検討課題としての部分はあると思いますけれども、こういったものの整理、あるいは修正等については、議長の方に一任頂きたいと思うんですけれどもいかがでございましょうか。

はい、お願いします。

○井戸川委員 実は資料1-3の中で、(4)のICRP等の原則ということですが、こんな事を言っているのは日本だけで、外国はこういうことを言ってません。特にヨーロッパ辺りでは自前の基準を作ってやっていますので、ICRP等の原則についての問題を指摘しておきたいと思います。20ミリシーベルトというのは日本独自で決めたものでありまして、ただ、そういう事がICRPでまことしやかに言われたのでは困るんです。

あと、第2の(3)ですが、5kmを囲むということの危うさ。単純に5kmでいいんでしょうか。地形や天候によって全く変わってしまう今度の事故によって、これは誠に10km、20kmで飯館の皆さんに影響が無ければよかったです、それを越えて福島も郡山も影響があるわけですので、ここは目安であっても、やはり状況に応じて変わるべきではないでしょうか。今回の事故を経験して反省が無いような感じがします。

(5)ですが、通報のステップを減らして、並列通報体制が有効だと思いますが、御検討いただきたいと思います。

(6)、人手と時間でミスをしないうような自動化が出来ないでしょうか。今回のミスということでは、私の町の上羽鳥地区が1590マイクロシーベルトあったということが今年になって教えられたんです。その時、私の所の住民は爆発前にそこに居ました。子供もいましたし、妊婦もいました。今非常にあの人達は怒っています。こういうことがあるということは、人間に頼ったせいであって、自動化の改善をするべきではないでしょうか。大変、私の住民は今このことについては怒っておりますから。

(9)、連携をあてにしていけないということですね。最悪の場合は連携なんて言っている暇はありませんでした。お互いの原子力防災訓練の4町村間でも浪江を含めて、どこにも連絡する暇はありませんでしたので、直近の緊急時は連携では無くてもとにかく逃げる。その後はですね、一段落すれば連携は必要ですけれども。その辺の見直しをお願いしたいと思います。

(10)については、リアルタイムに値を知らせる仕組み、SPEEDIの問題の反省も踏まえて、これは直接住民に伝わるような仕組みが必要だと思います。

(11)、これは基本ということなんだろうが。この辺はちょっと見直しを考えて頂きたいなと思います。連絡先や避難先は基本的には変えないような普段の準備が必要だというふうに思っております。

第3の方にいきますと、(1)、(2)、(3)といきます。自動化は、やっぱりシンプルでは駄目ですから、二重三重の自動化で通常チェックも含めながら非常時に自動起動して、それが住民に伝わるような仕組みが必要だと思います。

(4)については、広報技術を習得というのには必要だとは思いますが、これはもっと具体的に役職の決定が既にしていれば遅れる可能性ないですが、役職を指定すればということは逆にいうと役職でない人間がそれをしなくなってしまうということなので、ダブルあるいはトリプルの大きな体制でやってほしいなと思います。

あちこちなりましたけれども、そんなところを指摘させて頂きたいと思います。

○議長 ありがとうございます。資料 1-3 の指針の所に書いてあります内容は、まさに国が示した指針の概要をまとめさせていただいたところなんです。この指針を踏まえて、県としてこういう形で地域防災計画として盛り込んでいくということでございます。

今の井戸川町長の御指摘、モニタリングシステムの自動化をすること。人が測りに行くというまどろっこしいやり方ではなくて、自動化をして瞬時に線量がわかるという仕組みを構築するべきといった御意見であるとか、直接住民にも伝達をするという即情報が伝わる仕組みというのを考えていただきたいといったような御意見をいただきました。

モニタリングの自動化というのは、今ある可搬型モニタリングポストの設置以上のことはなかなか難しいんですけれども、直接住民に伝わる仕組みというのは、今、住民自ら携帯端末を持っておられますので、その中でいかに迅速に情報を伝えられるかということについては、まだまだ工夫の余地があると思っておりますので、そこはしっかり震災対策編の中でも併せて検討してまいりたいと思っております。

I C R Pの話であるとか、5 km、30 kmの話は国の方の災害対策指針で示された考え方になってございますので、我々としてはそれに対して、なかなか十分なお答えが出来る材料が無いというのが現実でございます大変申し訳ございません。

○井戸川委員 意見があったということお伝えください。

○議長 それでは、ただいま頂いた御意見を踏まえて私どもの方で修正させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に議事の 3 つ目と 4 つ目になりますけれども、部会の運営事項としまして部会に参加されるオブザーバーの取扱い、それと新たなワーキンググループの設置について事務局から説明していただきます。お願いします。

○事務局 はい、原子力災害対策課の阿部と申します。資料 3、資料 4 に基づきまして、当部会の運営に関する内容につきまして御説明させていただきます。

まず資料の 3 でございますけれども、当部会におけますオブザーバーに消防機関を加えたいということでございます。具体的には今回、いわき市さん、田村市さん、南相馬市さん、飯舘村さん、川俣町さんが新たな暫定重点区域に入ってまいりますので、関連する消防本部さんのほうの消防長さんの方にオブザーバーとして御参画いただくということで、今回も御案内差し上げてるところでございますけれども、今後ともオブザーバーということで、御参画いただきたいということが資料 3 でございます。

それから資料の 4 につきまして、当部会にワーキンググループを設置いたしまして、ワーキンググループの中で主に防災計画の修正に係る技術的な事項につきまして、御検討いた

だきまして、その結果につきまして当部会のほうで、御審議いただくということにさせていただきたい。

なお、そのメンバーにつきましては当部会の中で、学識経験者 6 名の先生にお願いしておりますけれども、学識経験者 6 名と行政のほうということで原子力安全対策課長をもって組織をする。

運営としましては、基本的に原則公開ということとしまして、検討結果につきましては、当然のことながら当部会の方に報告をするということでワーキンググループのほうの設置を致しまして、次回以降の技術的な部分につきましては、こちらの方で御検討いただきたいと思いますと考えておりますので、よろしく御審議のほうお願いいたします。

○議長 それでは今の説明、関係消防長さんのオブザーバー参加と新たにワーキンググループの設置することについて、御意見、御質問ございましたらよろしくお願ひします。

はい、それでは御意見無いようですので、新たに消防長さんのオブザーバ参加を認めるということとし、かつ新たに技術的事項について審議をするワーキンググループの設置をすることとしたいと思います。

以上で予定していた審議事項は終了になりますけれども、その他に何か御意見等ございましたらお願いいたします。

○片桐委員 原子力研究開発機構の片桐と申します。

第 1 ステップの整理については、かなり国の意見も含めて整理されていると思うんですが、その中での対応、もしくは第 2 ステップと第 3 ステップの今後の対応のあり方も国の構成を重視するというお話があったんですが、原子力規制委員会で今後検討すべき事項と言っている項目の中にも、例えば緊急時モニタリングもオフサイトセンターのあり方についても、緊急時被ばく医療についても、かなり主体的に動かないといけない部分もあると思うんですが、国が一からやるというところもあるんですが、実際上の問題としては時間的な編成も含めて県がどこまで出来るんだと、やるんだということを確認した上で国にはここをお願いしなくてはできませんと。ある時入ってきて邪魔するだけだからこれは止めてくれと。そういうことも考えておかななくてはいけないだろうと思います。

当時、オフサイトセンターに入った人間として、オフサイトセンターのあり方そのものが相当見直されないといけないというふうに思っておりますので、県としてはどういうふうにオフサイトセンターで活動するんだという、国がオフサイトセンターを作るからそこで無理矢理人を出してくださいというのでは、災害対応では無いと思いますので、県が自ら考えるところを整理した上で、国に提示し協議していくというステップが必要だと思っておりますので、是非今後の検討の中で具体的に決めていくということをしていただいたほうがいいのかと思います。今すぐにはできないと思いますので、今後の要望ということでお願ひします。

○議長 はい、今の片桐先生の御意見全くごもっともでございます。私自身も先月 10 月 17 日に原子力規制委員会のヒアリングに出席しまして、そこでこの災害対策指針に関する福島県としての意見を述べてきたところでございます。

そこで私から強調させていただいたのは、1つは事故を起こした原子炉を有する福島県の実態に合った対策指針を示してくれということをお願いしたところでした。その結果が、この資料1-3の中の第5の第一原子力発電所事故についてということで盛り込まれたんです。ただ盛り込まれましたが、具体的な内容は今回示されていませんでした。ここの部分がこれからでてくると。ここでしっかりと1Fで今後事故があった場合の事故想定というのをだしていただくということに繋がっていくのではないかと考えております。

それから、今、御指摘ありましたオフサイトセンターのあり方も、大いに議論しなければならないところがございます。今、原災法上の合同対策協議会のあり方をどうするのかとか、参集できなかった場合の人員の確保をどうするのかとか、そういうことはしっかり議論していかなければなりませんので、そこについても地元の立場としてこうなんだということはやりとりを続けていきたいと思っております。

あとはですが、申し上げたのはやはり原子力災害という特殊性に鑑みて、物資の調達とか避難先の確保にあたっては、国の強力な調整権限がないと、一自治体では出来ない、限界だということがかかりあったんです。その部分をしっかり検討していただきたいということで申し行ったところがございます。引き続き指針については、国にお願いしますというだけではなくて県のスタンスとか、県もこうあるべきだと議論していきたいと思っております。引き続き御助言よろしく申し上げます。

他にございませんでしょうか。それでは、大変長い間御審議いただきましてありがとうございます。議長としての役割を終えさせていただきます。御協力ありがとうございました。  
○司会 ありがとうございます。以上で本日の審議を終了いたします。御多忙の中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。